

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成25年8月15日(2013.8.15)

【公表番号】特表2012-531486(P2012-531486A)

【公表日】平成24年12月10日(2012.12.10)

【年通号数】公開・登録公報2012-052

【出願番号】特願2012-516773(P2012-516773)

【国際特許分類】

C 08 L	9/00	(2006.01)
C 08 L	9/06	(2006.01)
C 08 L	7/00	(2006.01)
C 08 L	45/00	(2006.01)
C 08 K	5/00	(2006.01)
C 08 K	3/04	(2006.01)
C 08 K	3/36	(2006.01)
C 08 L	91/00	(2006.01)
B 60 C	1/00	(2006.01)

【F I】

C 08 L	9/00
C 08 L	9/06
C 08 L	7/00
C 08 L	45/00
C 08 K	5/00
C 08 K	3/04
C 08 K	3/36
C 08 L	91/00
B 60 C	1/00

A

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月26日(2013.6.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

トレッドが下記を含むエラストマー組成物を含むことを特徴とするタイヤ：

- ・10～60phrのポリブタジエン(BR)エラストマー；
- ・10～60phrの飽和熱可塑性スチレン(TPS)エラストマー；
- ・補強用充填剤。

【請求項2】

BR含有量が、20phrと55phrの間の量である、請求項1記載のタイヤ。

【請求項3】

飽和TPSエラストマーの含有量が、15phrと55phrの間の量である、請求項1および2のいずれか1項記載のタイヤ。

【請求項4】

前記飽和TPSエラストマーが、スチレンプロックとアルキレンプロックを含む、請求項1～3のいずれか1項記載のタイヤ。

【請求項 5】

前記アルキレンブロックが、エチレン、プロピレンまたはブチレンブロックである、請求項4記載のタイヤ。

【請求項 6】

前記飽和TPSエラストマーが、スチレン/エチレン/ブチレン(SEB)、スチレン/エチレン/プロピレン(SEP)、スチレン/エチレン/エチレン/プロピレン(SEEP)、スチレン/エチレン/ブチレン/スチレン(SEBS)、スチレン/エチレン/プロピレン/スチレン(SEPS)、スチレン/エチレン/エチレン/プロピレン/スチレン(SEEPS)の各ブロックコポリマー、およびこれらのコポリマーのブレンドによって形成される群から選ばれる、請求項5記載のタイヤ。

【請求項 7】

前記飽和TPSエラストマーが、スチレン/エチレン/ブチレン(SEBS)、スチレン/エチレン/エチレン/プロピレン/スチレン(SEEPS)、スチレン/エチレン/プロピレン/スチレン(SEPS)の各ブロックコポリマー、およびこれらのコポリマーのブレンドによって形成される群から選ばれる、請求項6記載のタイヤ。

【請求項 8】

前記エラストマー組成物が、スチレン/ブタジエンコポリマー(SBR)、天然ゴム(NR)、合成ポリイソブレン(IR)、イソブレン/スチレンコポリマー(SIR)、イソブレン/ブタジエンコポリマー(BIR)、スチレン/ブタジエン/イソブレンターポリマー(SBIR)、およびこれらのエラストマーのブレンドによって形成される群から選ばれる第2のジエンエラストマーも含む、請求項1～7のいずれか1項記載のタイヤ。

【請求項 9】

前記第2ジエンエラストマーの含有量が、0phrと80phrの間の量である、請求項8記載のタイヤ。

【請求項 10】

前記第2ジエンエラストマーの含有量が、5～60phrの範囲内である、請求項9記載のタイヤ。